

# 令和3年度全国中学校体育大会 第48回全日本中学校陸上競技選手権大会 医療救護要項

## 1 目的

令和3年度全国中学校体育大会第48回全日本中学校陸上競技選手権大会に参加する選手・監督・役員・生徒役員・一般応援者等大会関係者、来場者に対する安全確保と、医療救護の万全を期すために、競技会場に救護本部及び救護所を設置し、医療機関との連携を図ることを目的とする。

※設置場所及び人員配置については、今後変更となる場合があります。

日程	場所	救護本部	救護所			合計
		本競技場内 医務室	ウォームアップ場	投てき練習場	競技観戦者 受付	
16日(月) 公開練習		医師1名 医務員3名	医務員2名	医務員2名	医務員2名	10名
17日(火) 開始式		医師1名 医務員3名	医師1名 医務員2名	医務員2名	医務員2名	11名
18日(水) 競技1日目		医師2名 医務員5名	医師1名 医務員2名	医務員2名	医務員2名	14名
19日(木) 競技2日目		医師2名 医務員5名	医師1名 医務員2名	医務員2名	医務員2名	14名
20日(金) 競技3日目		医師2名 医務員5名	医師1名 医務員2名	医務員2名	医務員2名	14名

## 2 救護本部

会場の医療救護全般についての実施運営を総括及び指揮するため、救急本部を設置する。

- (1) 設置場所は陸上競技場（本競技場）建物内とする。
- (2) 救護本部には、医師、医務員を配置する。
- (3) 救護本部からは、必要に応じて傷病者搬送のための救急車の要請を行う。
- (4) 救護本部は、大会運営本部・搬送先医療機関との連携調整を行い、救護所から救急搬送要領に応じて、救急車を出動させるとともに、関係機関への連絡を行う。
- (5) 救護本部は、医療品及び医療器具等の管理をするとともに、救護所へ配付する。
- (6) 救護本部の役員（医師、医務員）は、「医務証明書」の発行及び所定の書類により傷病者の処置状況等、業務の記録を大会本部へ報告する。

## 3 救護所

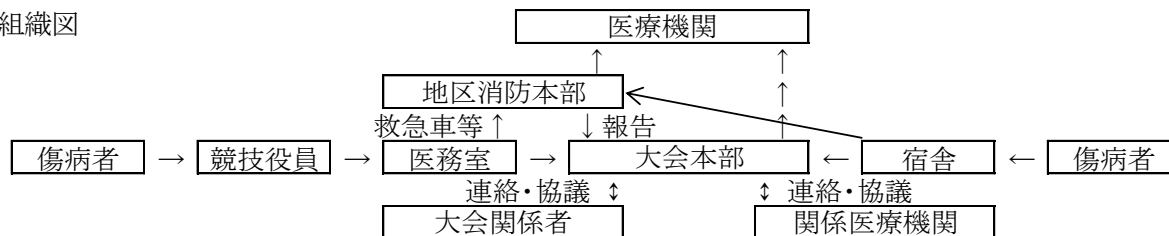
会場内で発生した傷病者に対して、応急処置を行うための救護所を設置する。

- (1) 救護所では、それぞれの担当区域で発生した傷病者に対して、一時収容及び応急処置を行い、救急搬送を必要と認めた場合には、速やかに救護本部へ救急隊の出動要請を行う。
- (2) 救護所医務員は、所定の書類により傷病者処置状況等、業務の記録を救護本部へ報告する。
- (3) 救護所の開設時間は、公開練習から競技終了時までとする。

## 4 傷病者発生時の対応

- (1) 競技会場で発生した時は、医務員が救護本部または救護所で応急手当てを行い、医師の診察が必要なケガや病気、または急を要するケガや病気が発生した際は、大会本部で協議の上、医療機関との連絡や救急車の要請を行う。
- (2) 宿泊提供者は、大会参加者が宿泊において発病した場合、最寄りの医療機関の斡旋、もしくは救急車を要請して対応するとともに、速やかに大会本部に報告する。大会本部は、各関係機関及び関係者への連絡を速やかに行う。

(3) 組織図



5 医療機関

(1) 受診の方法

傷病者は受診の際（保護者・引率教員同伴），保険証を医療機関に提出することとする。医務員が作成した「受診依頼書（救護・様式3）」を持参する。受診後、引率教員または監督が「受診報告書（様式2）」を作成し、救護本部に提出する。

(2) 医療費の負担

- ① 傷病者は健康保険証を持参し、医療費を負担することとする。ただし、大会期間中の負傷・疾病については、状況により「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めを適用する。
- ② 傷病者は保険証を持参していない場合は、原則として医療費全額を負担する。

6 救護係事務処理

(1) 傷病者発生の場合

- ① 傷病者に対して応急手当を行う。
- ② 「救護台帳（様式1）」 「救護日誌（救護・様式2）」 「事故報告書（救護・様式4）」を作成し、大会本部へ提出する。必要に応じて「医務証明書」を発行する。

(2) 医療機関へ搬送の場合

- ① 傷病者を直ちに医療機関に移送する必要があると認められた時は、救急車を要請し、傷病者および付添者（保護者・引率職員）とともに搬送する。
- ② 搬送医療機関、傷病者の監督等責任者、大会本部へ連絡をする。
- ③ 「救護台帳（救護・様式1）」 「救護日誌（救護・様式2）」 「受信依頼書（救護・様式3）」 「事故報告書（様式4）」を作成し、大会本部へ提出する。

7 緊急時の医療機関

茨城県救急医療情報システム

病院・診療所などの県内の医療機関に関する情報を提供します。

<https://www.qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

※右記 QR コードからも検索いただけます。



休日夜間診療所

名称	受付時間	所在地	問い合わせ先
ひたちなか市 休日夜間診療所	【土曜日】 19時～21時 30分 【日曜日】 9時～11時 30分 13時～15時 30分 19時～21時 30分	ひたちなか市石川町 20 番 32 号	029-274-3240 (診療日のみ)
日立製作所 ひたちなか総合病院 (小児救急外来)	【火曜日・水曜日・金曜日】 19時～21時 30分	ひたちなか市石川町 20 番 1 号	029-354-5111

8 帳簿関係 (各種様式)

- 救護・様式1：救護台帳
- 救護・様式2：救護日誌
- 救護・様式3：受診依頼書
- 救護・様式4：事故報告書
- 様式1：健康観察記録まとめ
- 様式2：受診報告書
- 様式3：新型インフルエンザ・ノロウイルスなど罹患届出書